

お客様へのお知らせ

[2019年のお客様へのお知らせ一覧に戻る](#)

2019年6月28日

S M B C日興証券株式会社

【日興イーजीトレード】株式等の受渡日の変更に伴うご留意事項 について（更新）

2019年7月16日（火）のお取引(約定)より、株式等の受渡日が4営業日（T+3）から、3営業日（T+2）に変更となります。

権利付売買最終日が、決算日等の権利確定日から起算して3営業日前の日になります（現在は4営業日前の日）。

※ やむを得ない事由により上記スケジュールが変更となる可能性があります。

日興イーजीトレード取扱商品では、国内株式、信用取引、株式ミニ投資、キンカブ、中国株、転換社債（CB）が対象となります。

ご留意いただきたい事項について、以下のとおり、まとめておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

株式等の決済期間の短縮化の詳細につきましては、下記お知らせをご覧ください。

[株式等の受渡日が1営業日早まります（2019年7月16日の取引（約定）より）](#)

[株式等の受渡日の変更対応に伴うご注文の受付の一時停止等について（6月28日）](#)

[国内現物株式のお取引について](#)

[日興イーजीトレード信用取引について](#)

[中国株のお取引について](#)

[制度変更日を跨ぐお取引の特定口座譲渡損益の計算について](#)

国内株式（現物）のお取引について

制度変更日を跨ぐ、7/12（金）と7/16（火）のお取引は、受渡日が7/18（木）で同一となるため、「日計り取引」と同様のお取扱いとなります。

「日計り取引」のお取扱いについて

<お取引例>

前受方式のお客様

約定日（受渡日）

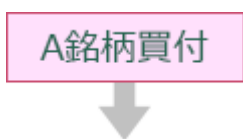
7/12（7/18）



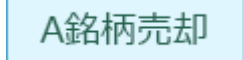
7/16（7/18）

A銘柄の売却代金は他のお取引に利用することはできません。

7/12（7/18）



7/16（7/18）



A銘柄の売却代金は他のお取引に利用することはできません。

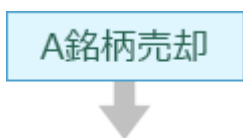
7/12（7/18）



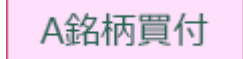
7/16（7/18）

A銘柄の売却はできません。（7/12朝時点で元々保有していた残高の追加売却は可能です。）

7/12（7/18）



7/16（7/18）



A銘柄の売却はできません。（7/12朝時点で元々保有していた残高の追加売却は可能です。）

お預り資産評価方式のお客様（総合コースのお客様のみ）

※ お預り資産評価方式の場合、当日買付した分の日興イーリートレードでの当日中売却はできません。

7/12 (7/18)

A銘柄買付



7/16 (7/18)

A銘柄の売却はできません。

※ 売却される場合は、前受方式に変更していただくか、お取引店へご連絡ください。

※ お預り資産評価方式のお客様で、お預り金・MRFが買付注文の受渡金額に満たない場合は、受渡日までに不足金額のご入金が必要となります。 7/16（火）のお取引(約定)より、不足金のご入金は、お取引日から起算して3営業日目までにご入金いただく必要がありますので、ご注意ください。

日興イーリートレード信用取引について

株式等の受渡日の変更に伴い、2019年7月16日（火）発生の追加保証金より、追加保証金の差入期日を変更いたします。

（変更前）

委託保証金維持率が25%を下回った場合、翌々営業日までに維持率30%を回復させるための追加保証金を差入れていただきます。

（変更後）

委託保証金維持率が25%を下回った場合は翌々営業日までに、20%を下回った場合は翌営業日までに、維持率30%を回復させるための追加保証金を差入れていただきます。

詳細につきましては、別途、ご案内させていただきます。

なお、決済損金等が発生した場合、不足金額を受渡日までにご入金いただきますが、7/16（火）のお取引（約定）よりお取引日から起算して3営業日目までにご入金いただく必要がありますので、ご注意ください。

中国株のお取引について

同一受渡日・同一銘柄の同一資金による [買い→売り→買い] または [売り→買い→売り] のお取引はできません。

7/12（金）と7/16（火）のお取引（約定）は、受渡日が同一となりますので、上記制約が発生いたします。

制度変更日を跨ぐお取引の特定口座譲渡損益の計算について

※ 6月13日掲載時の内容から赤字の箇所が変更されておりますのでご注意ください。

特定口座の取得価額・譲渡損益の計算において、同一銘柄・同一受渡日の売却・買付があった場合、実際の売却・買付の順番にかかわらず、先に同日中の全ての買付があったものとし、その後に全ての売却が行われたものとして計算されます。

しかしながら、例えば国内株式で7/12（金）に売却、制度変更日を跨いで7/16（火）に同一銘柄の買付を行った場合（受渡日はいずれも7/18（木）となります）、当社システムの都合上、7/12（金）の夜間に売却分の譲渡損益が先行して計算され、その後7/16（火）の夜間に買付分の取得価額が計算されることとなります。~~このため、本来の取得価額・譲渡損益等を再計算したうえで7/18（木）に訂正させていただきますので、あらかじめご承ください。~~

~~なお、訂正の対象となったお客様には、その旨を日興イージートレードログイン後のメッセージボックスでご案内いたします。~~

※ 本件に伴いまして、取得価額・譲渡損益等の再計算および訂正の処理を行う旨をご案内いたしましたが、訂正処理を行うことはございません。記載内容を修正のうえお詫び申し上げます。